

私設メーターの申請について

～私設メーターの設置が必要なケース～

- ・井戸使用で使用人数が不特定多数な営業所や店舗の場合
- ・仮設現場で工事用水として使用し下水道へ排水している汚水量を算定する場合
- ・湧水及びその他雑排水として利用して下水道に接続する場合 etc..

① 私設メーターの設置

・設置日、設置時の指針、設置場所がわかる写真を撮影する。

② 書類の提出

(※私設メーターを設置する箇所により提出書類が異なります。)

I 下水道へ排水する方へメーターを設置

- 1 開始届
- 2 排除汚水量申告書
- 3 写真
(設置場所・設置時の指針が分かる写真)

II 下水道へ排水しない方へメーターを設置

- 1 開始届
- 2 特殊営業者排除汚水量申告書
- 3 写真
(設置場所・設置時の指針が分かる写真)

③ 2か月に一度、申告書の提出

- ・排除汚水量申告書もしくは特殊排除汚水量申告書を〆切までに提出する。

【県水】 検針月の7日まで

【市水】 (土日に当たる場合でも変わらない)

- ・小金地区 : 偶数月の5日まで
- ・常盤平地区 : 奇数月の5日まで

↓
申告に基づき、下水道使用料を算定

○私設メーターを撤去した場合

○メーターを交換した場合

その都度申請が必要です。事前に下水道経営課までご連絡ください。

○私設メーターの検針について

申告に代わり、千葉県企業局が委託した検針員が私設メーターの検針を行うことができます。

ご希望の場合は、私設メーター検針依頼書と地図のご提出が必要になります。

設置場所によっては、検針できない場合もありますので、事前に下水道経営課までご相談ください。

*お問い合わせ先 松戸市 下水道経営課 業務班

直通：047-366-7394 受付時間：午前8時30分～午後5時 ※土日祝は除きます